

## 2 委託期間の設定

### 2-① 官民競争入札実施要項又は民間競争入札実施要項に関する指針（抄）

平成18年12月19日  
官民競争入札等監理委員会

#### 2. 実施期間に関する事項（法第9条第2項第2号、第14条第2項第2号）

創意と工夫をいかして公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を実現するため、対象公共サービスを実施することとなった者が効率化に向けて設備やスキルの構築への投資を行うことができるように、原則として複数年の期間を設定すること。

他方、競争環境を維持する観点や、対象公共サービスの不断の見直しを行う観点から、実施期間が過度に長期となることも適切ではないため、法第30条において特例が設けられた国庫債務負担行為の年限に留意しつつ、対象公共サービスの内容等に応じ適切な期間を定めること。

2-② 指定管理者制度導入により企業に運営を委託している博物館等の委託期間

平成19年2月現在

館名	設置者	指定管理者	委託期間
北海道立釧路芸術館	北海道	NTT北海道グループ共同事業体	4年
島根県立美術館	島根県	(株)SPSしまね	3年
長崎歴史文化博物館	長崎県、長崎県長崎市	(株)乃村工芸社	5年
加賀アートギャラリー	石川県加賀市	加賀市総合サービス(株)	3年
飛騨民俗村	岐阜県高山市	(有)トータルプランニングオフィス飛騨	3年
備前長船刀剣博物館	岡山県瀬戸内市	おさふね街づくり(株)	3年
北九州市立小倉城庭園	福岡県北九州市	北九州まちづくり応援団(株)	3年

※指定管理者制度：多様化する住民ニーズにより効率的、効果的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするもの（総務省自治行政局長通知）

※文化庁からの資料を基に作成したものであること。ただし、委託期間については、指定管理者又は設置者への電話による聞き取りの情報であること。

### 3 民間事業者の裁量の範囲（サービス内容にどこまで裁量を持たせるか）

#### 3-① 提供サービス別の利用状況等

主な事業	主な提供サービス	各事業サービス利用者数 (18年度)	満足度調査結果 (18年度)
展示・体験事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 展示</li> <li>・ 職業体験（40職種）</li> <li>・ ワークショップ（常設でない職業体験）</li> <li>・ 企画展・イベント (例：手作り乾電池教室、ロボット解体ライブ)</li> </ul>	286千人	83%
ライブラリ事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ジョブジョブワールドの視聴サービスの提供 (約700職種の個別職業情報を提供)</li> <li>・ ビデオ情報 (仕事や職業に関する約300の映像資料を提供)</li> </ul>	62千人	80%
相談・援助事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ キャリア・コンサルティング (職業適性に基づいた職業選択等の相談及び情報提供)</li> <li>・ 職業適性診断システム (職業興味の種類や方向性等の診断)</li> </ul>	122千人	77%
研修・セミナー事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修・セミナー (例：自分にあった職業の選び方、 学校長のためのキャリア教育講座)</li> </ul>	34千人	93%

※満足度調査結果の数字は、各事業を利用して参考になったと回答した割合

### 3-② 「私のしごと館」と主な国立博物館等の入館料金

施設名	一般	大学生	高校生	中学生	小学生	未就学児	その他
東京都国立博物館	600円	400円	無料	無料	無料	無料	・特別展は別料金
(団体20名以上)	500円	300円	無料	無料	無料	無料	
京都国立博物館	500円	250円	250円	無料	無料	無料	・特別展覧会は別料金 ・特別展覧会観覧料で平常展観覧可
(団体20名以上)	400円	200円	200円	無料	無料	無料	
奈良国立博物館	500円	250円	250円	無料	無料	無料	・特別展・共催展は別料金
(団体20名以上)	400円	200円	200円	無料	無料	無料	
九州国立博物館	420円	130円	130円	無料	無料	無料	・特別展は別料金
(団体20名以上)	210円	70円	70円	無料	無料	無料	
国立科学博物館(上野本館)	600円	600円	無料	無料	無料	無料	・特別展は別料金
(団体20名以上)	300円	300円	無料	無料	無料	無料	
東京国立近代美術館	420円	130円	70円	無料	無料	無料	・特別展・共催展は別料金
(団体20名以上)	210円	70円	40円	無料	無料	無料	
京都国立近代美術館	420円	130円	70円	無料	無料	無料	・企画展は別料金 ・企画展観覧料で常設展(コレクション ギャラリー)観覧可
(団体20名以上)	210円	70円	40円	無料	無料	無料	
国立西洋美術館	420円	130円	70円	無料	無料	無料	・企画展は別料金 ・企画展観覧料で常設展観覧可
(団体20名以上)	210円	70円	40円	無料	無料	無料	
国立国際美術館	420円	130円	70円	無料	無料	無料	・特別展・共催展は別料金
(団体20名以上)	210円	70円	40円	無料	無料	無料	
国立新美術館	—	—	—	—	—	—	・入館料は徴収しておらず、自主企画 展・共催展・公募展の観覧時に要料金
(団体20名以上)	—	—	—	—	—	—	
私のしごと館	700円	500円	300円	300円	200円	無料	・職業体験は別料金
(団体20名以上)	550円	400円	250円	250円	150円	無料	

3-③ 就学援助(学用品費等)を受けている生徒の割合(平成18年度)

	適用割合
全国平均	13.57%

適用割合が高い都道府県	適用割合
大阪府	28.22%
山口県	24.89%
東京都	23.91%
北海道	20.76%
高知県	19.11%

適用割合が低い都道府県	適用割合
静岡県	4.48%
栃木県	5.06%
山形県	5.39%
群馬県	5.75%
茨城県	5.82%

※参考

都道府県	適用割合
京都府	17.37%
奈良県	10.58%

※ 制度適用割合 = (要保護児童生徒数 + 準要保護児童生徒数) / 公立小中学校児童生徒総数 (中等教育学校前期課程を含む)

(参考) 就学援助制度の概要

経済的理由により就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、市町村が行う必要な援助 (学校教育法第19条)

・ 就学援助の対象者

①生活保護法上の要保護者

②準要保護者 (市町村教育委員会が生活保護法上の要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者)

・ 国の補助

市町村が実施する就学援助事業のうち、国は要保護者に対して行う事業に要する経費について補助を行っている。

なお、準要保護者に対して行う事業に要する経費の補助については、平成17年度より、税源移譲を行った上で国の補助を廃止している。

・ 国庫補助対象品目 (要保護者)

学用品費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費等、通学用品費、通学費、修学旅行費、校外活動費、医療費 (※)、学校給食費

※ 医療費の補助対象は学校保健法施行令第七条に掲げる疾病に限る。

(注) 要保護児童生徒のうち、国の補助の対象者は一部である (生活保護から給付されている費目 (医療費以外) については補助対象外)

(文部科学省初等中等教育局児童生徒課資料より厚生労働省育成支援課作成)

## IV 包括的民間委託結果の外部評価方法(評価指標をどうするか)

(参考) 厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準(抄)

(平成13年6月決定、平成16年3月改定、厚生労働省独立行政法人評価委員会)

### 1. 評価の概要

評価委員会においては、次の2つの評価を行う。

#### (1) 事業年度に係る業務の実績に関する評価

各事業年度において、中期計画の実施状況を調査・分析し、業務の実績の全体について総合的な評定を行うことにより、以降の業務運営の改善に資する。

#### (2) 中期目標に係る業務の実績に関する評価

中期目標期間終了時において、中期目標の達成状況を調査・分析し、中期目標期間における業務の実績の全体について総合的な評定を行うことにより、業務の継続の必要性、組織の在り方その他組織及び業務の全般にわたる検討並びに次期中期目標の検討に資する。

### 2. 事業年度に係る業務の実績に関する評価

業務実績全体の状況について行う総合的な評価と中期計画に掲げた項目ごとに行う個別的な評価の2つを併せて行うものとする。

#### (1) 総合的な評価

総合的な評価は、(2)の個別的な評価の結果を踏まえ、国民の視点に立って、それぞれの法人の社会に対する中長期的な役割に配慮しつつ、次のような観点から中期目標の達成度について評価するものである。

- ① それぞれの法人の設立目的に照らし、業務により得られた成果が、国民生活の保障及び向上並びに経済の発展にどの程度寄与するものであったか。
- ② 法人が、効率性、有効性等の観点から、適正に業務を実施したかどうか。

## (2) 個別的な評価

個別的な評価は、中期計画の個別項目ごとの進捗状況について測定するものとする。

個別的な評価に当たっては、個々の業務の実施状況を幅広く把握し、可能な限り客観的な評価の実施に努めるものとする。

評価は以下の判定基準に基づく5段階評価とし、原則としてその理由を付記するものとする。

### 判定基準

「S」：中期計画を大幅に上回っている。

「A」：中期計画を上回っている。

「B」：中期計画に概ね合致している。

「C」：中期計画をやや下回っている。

「D」：中期計画を下回っており、大幅な改善が必要。

## (3) 評価委員会における評価の具体的な実施方法

- ① 各法人は、毎年6月末までに前年度の業務実績に関する報告を提出する。
- ② 評価に当たっては、各部会において法人からヒアリングを実施し、本基準に基づき評価を行う。
- ③ 各部会において評価を決定した後、評価結果の各法人及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会への通知並びに公表を行う。